告示

○特定個人情報保護委員会告示第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十六条第一項の規定に基づき、特定個人情報保護評価指針を次のように定め、平成二十六年四月二十日から適用する。

平成二十六年四月十八日

特定個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

特定個人情報保護評価指針

目次

第１　特定個人情報保護評価の意義
　１　特定個人情報保護評価の基本理念
　２　特定個人情報保護評価の目的
　　⑴　事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止
　　⑵　国民・住民の信頼の確保
　３　特定個人情報保護評価の内容
第２　定義
第３　特定個人情報保護評価の実施主体
　１　特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者
　２　実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価
第４　特定個人情報保護評価の対象
　１　基本的な考え方
　２　特定個人情報保護評価の単位
　３　特定個人情報ファイル
　４　特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務
　　⑴　実施が義務付けられない事務
　　⑵　特定個人情報保護評価以外の番号法の規定の適用
第５　特定個人情報保護評価の実施手続
　１　特定個人情報保護評価計画管理書
　　⑴　特定個人情報保護評価計画管理書の作成
　　⑵　特定個人情報保護評価計画管理書の提出
　２　しきい値判断
　３　特定個人情報保護評価書
　　⑴　基礎項目評価書
　　⑵　重点項目評価書
　　⑶　全項目評価書
　　⑷　特定個人情報保護評価書の公表
　４　特定個人情報保護評価書の見直し
　５　特定個人情報保護評価を実施した事務の実施をやめたとき等の通知
第６　特定個人情報保護評価の実施時期
　１　新規保有時
　　⑴　システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期
　　⑵　その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期
　２　新規保有時以外
　　⑴　基本的な考え方
　　⑵　重要な変更
　　⑶　しきい値判断の結果の変更
　　⑷　一定期間経過
第７　特定個人情報保護評価書の修正
　１　基礎項目評価書
　２　重点項目評価書・全項目評価書
第８　番号法及び行政機関個人情報保護法に基づく事前通知
第９　特定個人情報保護評価の評価項目
　１　基本的な考え方
　２　評価項目
　　⑴　基礎項目評価書
　　⑵　重点項目評価書
　　⑶　全項目評価書
第10　委員会の関与
　１　特定個人情報保護評価書の承認
　　⑴　承認対象
　　⑵　審査の観点
　２　承認の対象としない特定個人情報保護評価書の確認
第11　特定個人情報保護評価書に記載した措置の実施
第12　特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置
　１　特定個人情報保護評価の未実施に対する措置
　２　特定個人情報保護評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱いに対する措置
別表
様式１　特定個人情報保護評価計画管理書
様式２　特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）
様式３　特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）
様式４　特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

この指針は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第26条第１項の規定に基づく指針であって、行政機関の長等が、番号法第27条の規定に基づき特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めるものである。

第１　特定個人情報保護評価の意義

１　特定個人情報保護評価の基本理念

番号法によって導入される社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、社会保障制度、税制、災害対策その他の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。一方で、番号制度の導入に伴い、個人のプライバシー等の権利利益の保護の観点からは、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。個人情報の適正な取扱いという観点からは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）等の個人情報保護法令が整備されているが、これに加え、番号制度においては、このような懸念に対して、特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）による監視・監督その他の制度上の保護措置を定めるとともに、特定個人情報の提供には原則として情報提供ネットワークシステムを使用するなどシステム上の安全措置を講ずることとしている。